



八王子市からのお知らせ

令和5年度版
(木造または不明・
旧耐震または不明)

空き家に関する支援制度があります

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。また、今般の法改正により、管理不全の空き家として「勧告」を受けると固定資産税等が高くなります。

なお、相続により取得した空き家については、早期に取壊しや売却等を行う場合に、以下の税制優遇や補助を受けられることがあります。

昭和 56 年(1981 年)5月以前に建てられた古い耐震基準の建物は、震度6～7の地震に耐えられない可能性があり、利活用できる方法に限りがあります。建物を継続使用する際には、耐震改修工事を検討しましょう。

売る

空き家の譲渡所得の
3,000 万円特別控除

昭和 56 年 5 月以前に建築された空き家を相続し、その家屋又は敷地を相続発生日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合には、その譲渡所得から最大 3,000 万円の特別控除を受けられます。適用には、売主又は買主が耐震改修工事又は取壊しをすることが必要です。

※ 令和9年(2027年)12月31日までに譲渡したものが対象になる、時限措置です。

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



壊す

未耐震空き家
除却支援補助金

上記の特別控除を受けられない場合で、耐震性がない木造一戸建て空き家を、相続発生日等から 10 年を経過する日の属する年度の2月末日までに取壊しをする場合には、工事費用の一部を補助します。

【補助額】 対象経費の 3 分の 2 以内
(上限:最大 100 万円)

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



住む

木造住宅耐震
改修補助金

昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造在来工法の住宅の耐震改修工事で、耐震強度(Iw 値)を 1.0 以上とするものを対象に改修費用を補助します。申請には事前の耐震診断(別途補助制度あり)が必要です。

【補助額】 対象経費の 3 分の 2 以内
(上限:最大 100 万円)

詳細はこちらから
(市ホームページ)→



空き家について悩んだら… 裏面の「住まカツ」へ！➡

問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

空き家の適切な管理をお願いします

管理不全の空き家は、家屋の損壊や衛生問題など、下図のように周辺環境へ悪影響を及ぼします。

市に寄せられた近隣の空き家に関する相談件数は増加していますが、その内容のうち敷地内の樹木が敷地を越境していることが8割を占め、次いでハチの巣やごみの放置などが続いています。

このような状態にならないように、最低でも半年に一度は必ず、台風などの災害の後も状況を確認し、適切に管理しましょう。



◆住まいの活用相談所(略称:住まカツ)

住まいの有効な活用方法(相続・売却・賃貸・管理等)について、市と協定を締結している不動産の専門家に、安心して相談できる窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

【住まカツ相談窓口】

まずはご連絡を！

相談無料※

- ・(公社)東京都宅地建物取引業協会 第12ブロック 八王子支部

☎042・548・1251

受付／月～金曜日(祝休日を除く)9:30～16:30

- ・(公社)全日本不動産協会 東京都本部 多摩南支部

☎042・623・7357

受付／月・火・木・金曜日(祝休日を除く)10:00～16:00



※各種契約等に必要な費用については、相談者の負担となります。

主な相談例



- ・将来、自宅のことで子どもたちに迷惑をかけたくない・・・
- ・長期入院などで不在になったとき、この家はどうやって管理したらいいの？
- ・実家を相続したけれども、何か有効な活用方法はないの？

詳細は右の二次元コードから →

